

# 「受動喫煙防止対策」強化への要望

平成28年11月16日  
 全国生活衛生同業組合中央会  
 (受動喫煙防止対策協議会)

## 全面禁煙、「喫煙室」以外は禁煙とするなど 厳格な規制を一律適用することには断固反対

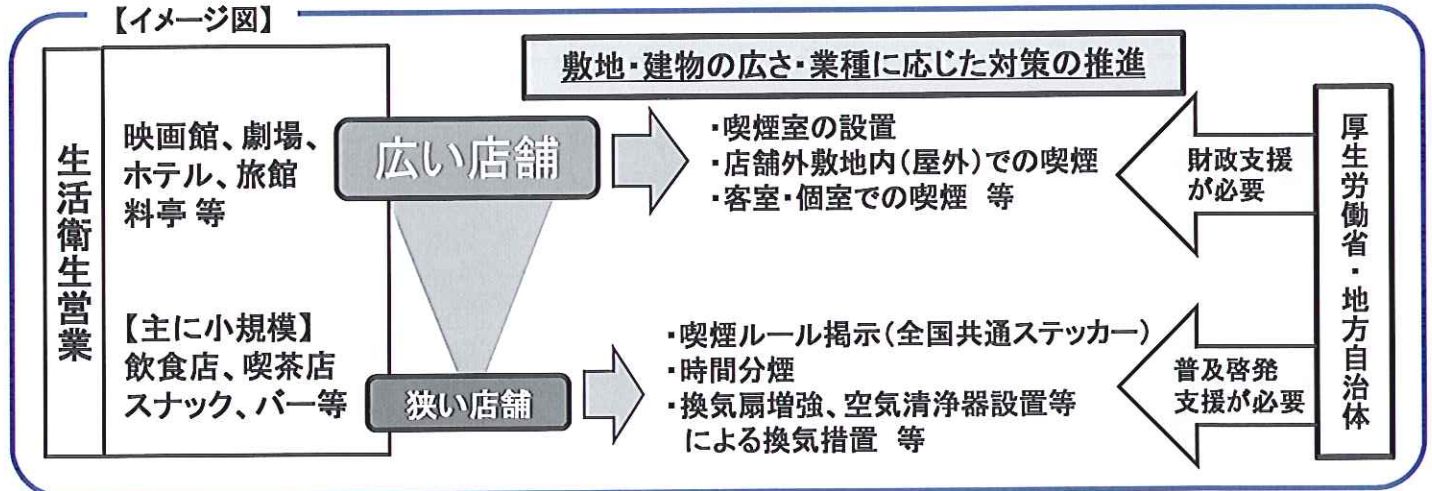
・・・店舗、施設、事業場の態様や実情に応じた対策が必要・・・

### ■ 厚生労働省案に対する懸念、業界の許容案

施設類型	取組み状況	厚生労働省案	懸念点	業界の許容案
サービス業 (飲食、ホテル・旅館等の生活衛生営業各業種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の態様に応じ、事業者が判断</li> <li>喫煙ルールの店頭表示等、自主的取組みを推進</li> <li>厚労省助成金等を活用し、対策を推進</li> <li>※ 神奈川・兵庫県では大規模店のみ禁煙若しくは完全分煙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則建物内禁煙(喫煙室設置可)</li> <li>(注)</li> <li>「喫煙室」とは、喫煙専用の部屋</li> <li>エリア分煙、個室単位の分煙(ホテル、旅館の客室を除く)、フロア分煙等は認められない模様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種や出店形態によっては顧客ニーズを著しく損ない、廃業に追い込まれる</li> <li>喫煙室設置が困難な施設(雑居ビル、中小店舗・事業所)及び設備投資が困難な施設は実質的に禁煙とせざるを得ない</li> <li>既存の規制に則った取組み及び厚労省助成金等を活用した投資が無駄になる</li> <li>義務化により、厚労省の助成金等の支援が打ち切られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在許容されている有効な自主的取組(分煙)の容認・推進</li> <li>喫煙、分煙ルールの店頭掲示を徹底し、「意図せぬ受動喫煙」を回避</li> <li>投資が必要な対策は努力義務とし、行政が財政支援する体制を拡充</li> <li>※イメージ図参照</li> </ul>
職場 (従業員を抱える全業種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正安衛法に基づく措置(努力義務)</li> <li>行政支援を活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則建物内禁煙(喫煙室設置可)</li> </ul>		

※「職場」の定義が不明瞭のため、「分煙」容認の場合でもサービス提供の場が、職場として規制される懸念がある

### 【イメージ図】



### ■ 厚生労働省案の評価

- ・ 現行制度に基づく「業界の自主的取組や意見」を無視したもの
- ・ 中小企業や特定業種(喫茶、社交、飲食業)には「死活問題」となる規制

### ■ 要望

- ☆ 業界の自主的な受動喫煙防止対策(確実な分煙の促進)を容認し、支援すること  
 (喫煙・分煙ルールの明確な表示、施設の態様・実情に応じた有効な対策の促進)
- ☆ 「喫煙室」設置を努力義務とし、対策推進を即す財政等の支援体制を拡充すること
- ☆ 国、地方自治体は、「屋外の喫煙環境」を整備すること

平成28年11月16日

## 受動喫煙防止対策強化検討チーム及び ワーキンググループへの意見・要望

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会  
理事長 大森利夫  
(受動喫煙防止対策協議会)

全国16業種の生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）が組織する生活衛生同業組合の活動に対しまして、日頃からご理解、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども、16業種の組合を代表する一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「中央会」という。）は、政府が世の中の潮流を踏まえて受動喫煙防止対策の推進に大変ご苦勞されていることは十分理解し、生衛業としても受動喫煙の防止に取り組んでおり、オリンピック・パラリンピック等の開催に向け、今後さらに対策の促進が必要であると認識しています。

しかしながら、様々な業態かつ小規模事業者が多い生衛業としては、今回の対策強化案（厚生労働省案）に示された「建物内全面禁煙」や「喫煙室の設置」、さらには罰則を設けるなど、業界の実情を無視した厳格な基準を一律に適用する禁煙対策を受け入れることは難しいとの意見が多くあります。一方、店舗・施設の中には全面禁煙による営業を選択するものがあることも事実であり、そのような営業については、引き続き全面禁煙とする取り組みを進めて参ります。

喫煙が認められている現状において、私ども生衛業は、嫌煙者も愛煙家も大事なお客様としてサービスを提供しなければなりませんので、お客様に店舗、施設の喫煙・禁煙の状況を事前にお知らせし、お客様にご自由に選んでいただきたいと考えています。

このため、今般、政府が進めようとしている受動喫煙防止対策（厚生労働省案）につきまして、受動喫煙防止対策強化検討チーム及びワーキンググループに対し、中央会として以下のとおり意見・要望をご提出しますので、このような私どもの実情を真摯にご理解いただきまして、次にお示しすることを十分にお考えのうえ、ご対応いただくよう強く要請いたします。

### 1. 生活衛生関係営業の概要

中央会は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき昭和32年に創設され、全国に生衛業の同業組合員を擁し、公益財団法人 全国生活衛生営業指導センターとともに、全16業種の組合等の組織育成や生衛業の事業振興、衛生設備・衛生措置の改善等を行っています。これらの取り組みは、組合員、非組合員を問わず、生衛業界の社会的役割と責任を果たすために関係団体が連携して実施しています。

生衛業は、国内の全産業約600万事業所のうち約2割110万施設、全従業者約6000万人のうち1割強の約700万人(2014年時点)を占め、国民の生活と極めて密着した業界で、わが国経済の基盤や雇用面においても大きな役割を担っていると自負しています。

## 2. 生衛業界における受動喫煙防止対策の取組状況

中央会では衛生関係をはじめ各種関連法令等について加盟する16業種の生衛業組合の連合会（以下「連合会」という。4頁参照。）へ周知・指導しているほか、消費者にご利用いただく際の安全・安心の目印として「標準営業約款制度」に基づく基準を満たした店舗に「Sマーク」を表示して登録店とする取り組みを、多くの業種で取り入れて登録店の拡大に努力しています。この「Sマーク」の登録に際しては、その店舗内は禁煙・分煙に努めることとして受動喫煙防止対策に取り組んでいます。

オリンピック・パラリンピックに向け受動喫煙防止への関心が高まる中、生衛業界もこの問題に一層真摯に取り組むべく、本年5月には、中央会を事務局として16連合会が参加する「受動喫煙防止対策協議会」を設置開催し、生衛業界の実情や顧客のニーズに応じた自主的な受動喫煙防止対策に取り組んでいくための統一指針を策定して、生衛業界全体が一層積極的な受動喫煙防止対策に取り組むこととしました。

また、先行して対策を講じている幾つかの連合会は、お客様や従業員の意図しない受動喫煙への接触を防止するため、店舗内の喫煙・禁煙環境についてステッカー等を用いて店頭に表示する情報提供や、インターネットによる店舗選定に対応するため、喫煙・禁煙環境の情報をインターネット上で知らせる取り組みも行うなど、各生衛業種において様々な検討を行い、自助努力しています。

これらの取組の結果、「平成25年国民健康栄養調査」（厚生労働省）において受動喫煙対策が最も遅れていると指摘されていた飲食店業において受動喫煙の機会に接した者の割合が平成20年から平成25年の5年間で約16%減少しました。

さらに、従業員の職場としての観点では「平成27年労働安全衛生調査」（厚生労働省）によると、顧客が喫煙を望む業種である飲食店、宿泊施設、生活関連サービス、娯楽施設においても約85%の事業所において何らかの受動喫煙防止対策を実施していると報告されています。

このような状況を踏まえつつ、中央会は今後も生衛業界全体で店舗、施設の態様や実情に対応した施策を講じて、より確実な受動喫煙防止対策（分煙）への取り組みを、スピード感を持って促進していきます。

## 3. 中央会及び加盟連合会からの意見・要望

### (1) 生衛業界及び店舗・施設の態様、実情に沿った受動喫煙防止（分煙）対策の推進

#### （一律に「全面禁煙」や「喫煙室の整備」のみを実施する規制には断固反対）

厚生労働省案を実施した場合、店舗・施設内は喫煙室内を除き全面禁煙とするなど厳しい基準を一律に適用することになりますが、多くの店舗・施設は、物理的な制約（面積・構造等）から喫煙室の整備が困難であり、結果的に全面禁煙とせざるを得ず、顧客の減少に繋がることや客層の変化への対応に伴う予想外の経費の捻出に苦慮することも心配です。さらに喫煙室の整備にも多額の費用が必要となり、経営への影響が避けられない上、関連法令に基づく各種行政手続き等が必要となることは必至で、事業者の負担は計り知れません。

また、業種や店舗・施設によっては、喫煙を望むお客様が多い状況も観られ、今回の対策強化により、これらのお客様（愛煙家）のニーズへの対応を著しく損ない、来客数や客単価の減に伴う売り上げの減少が懸念され、喫茶、社交、一般飲食業等の、特に小規模な事業者には死活問題となりますし、ホテル、旅館においても施設内の同様の営業においては大きな影響を受けることを懸念しています。

さらに、わが国は諸外国と異なり、駅前や繁華街の路上喫煙が規制されているため、生衛業種が多く営業しているこれらの地域では、店舗のみならず施設外の喫煙も認められないため客離れ等による売り上げへの影響が心配されます。

中央会としては、生衛業の様々な業態や店舗・施設の特異性、実情、さらにはお客様のニーズを踏まえた対策を講じなければ、中小零細の事業者が多い業界においては廃業を余儀なくされる事態が生じるものと懸念しています。

このようなことから、「原則禁煙」、「喫煙室内のみ喫煙可」とする一方的な基準を一律に事業者に課す規制には断固反対し、意図しない受動喫煙を防止する「分煙対策」を容認いただくとともに、対策促進のため一層の支援を要望します。

## **(2) 屋外における喫煙状況（路上喫煙等）を踏まえた対応が不可欠**

### **(屋内の受動喫煙防止対策推進のためには、屋外の喫煙環境整備が急務)**

喫煙を望むお客様や従業員が多い店舗、事業場において、喫煙室を設置できない場合、屋外で喫煙することになり、店舗等から離れた路上に面した敷地内の屋外や他施設の喫煙所等において喫煙するため、お客様のご不便や従業員の業務、職場や従業員を管理する立場からも支障が生じるほか、路上喫煙規制に抵触するリスクも高くなります。

具体例を挙げますと、日本一の繁華街で多くの飲食店、バー、スナック等がひしめく銀座エリアは、東京都中央区の規制により全域が「路上喫煙禁止」とされているにも関わらず、行政が整備している喫煙所は一箇所もございません。

このため、屋内の受動喫煙対策を推進していくには、国や地方自治体による路上等の「屋外の喫煙環境整備」が急務です。

## **(3) 店舗・施設への入店前に喫煙・禁煙環境を周知する取組の推進**

### **(店舗等内の喫煙・禁煙環境を入店前に知らせる全国統一ステッカー等の掲示促進)**

既に幾つかの生衛業組合においては、ステッカーを用いてお客様の入店前に喫煙・禁煙環境等の情報をお知らせする取り組みを始めています。このような対策は、業界任せにせず、政府が、わが国のあらゆる場所で活用できるピクトグラム（図記号）及び複数の外国語による案内表示を統一し、諸外国から訪れる皆様が生衛業のみならず、様々な施設を利用する際に一見して喫煙・禁煙等環境の情報を理解できるようにすべきであり、その普及、実施を促進するため、費用面を含めたさらなる支援をお願いします。

## **(4) 業種、店舗等の実情に応じた受動喫煙防止対策の促進には費用負担への支援が必要**

生衛業の場合、中小企業の中でもとりわけ小規模な事業者が多く、雑居ビルで狭隘な店舗が複数営業しているなど喫煙室を新たに設置する場所がないのが実態です。

さらに設置するにも費用の捻出が困難な事業者が多いため、喫煙室の設置は努力義務とし、事業者の経営に極力影響が及ばないよう、それぞれの業態や実情を踏まえた受動喫煙防止対策に取り組んでいく必要があります。このため、既存の助成金事業のみならず、よりきめ細かな分煙環境づくりへの対応を可能とする助成事業の拡充、及び所要の手続きの簡素化をお願いします。

#### (5) 検討チーム、ワーキンググループの検討状況はオープンにすべき

生衛業界が既に取り組んでいる自主的な取組(分煙対策)を否定することなく、また、受動喫煙防止対策の実施による国民の健康増進、精神安定等の効果と禁煙の強化に伴う事業者への影響を詳細に分析するとともに、事業者の意見・要望を真摯に受け止め、それらを的確に把握・評価した上で、開かれた場においてオープンな議論、検討を進めていただきたい。

特に、このような国民生活や営業者にとって大きな影響を及ぼす規制強化を伴う議論を進めている以上、行政府として最低限、この度公表された対策強化案の策定に至るワーキンググループの議事録、さらに今後予定される検討会議等のやり取りを、全て公開していただくようお願いします。

また、厚生労働省案においては、喫煙室の要件・基準、現行助成制度との関係、罰則の内容、制度の執行体制等、様々な点が不明瞭です。今後、具体的な法案内容等が定まる際には、必ず事前に業界等の意見を聞く場を設けていただき、我々事業者の声を真摯にお聞きいただくよう強く要請します。

#### (生活衛生同業組合連合会 16業種)

- ・全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- ・全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ・全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・全国麺類生活衛生同業組合連合会
- ・全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会
- ・全国食肉生活衛生同業組合連合会
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国すし商生活衛生同業組合連合会
- ・全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
- ・全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
- ・全国中華料理生活衛生同業組合連合会
- ・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国料理業生活衛生同業組合連合会